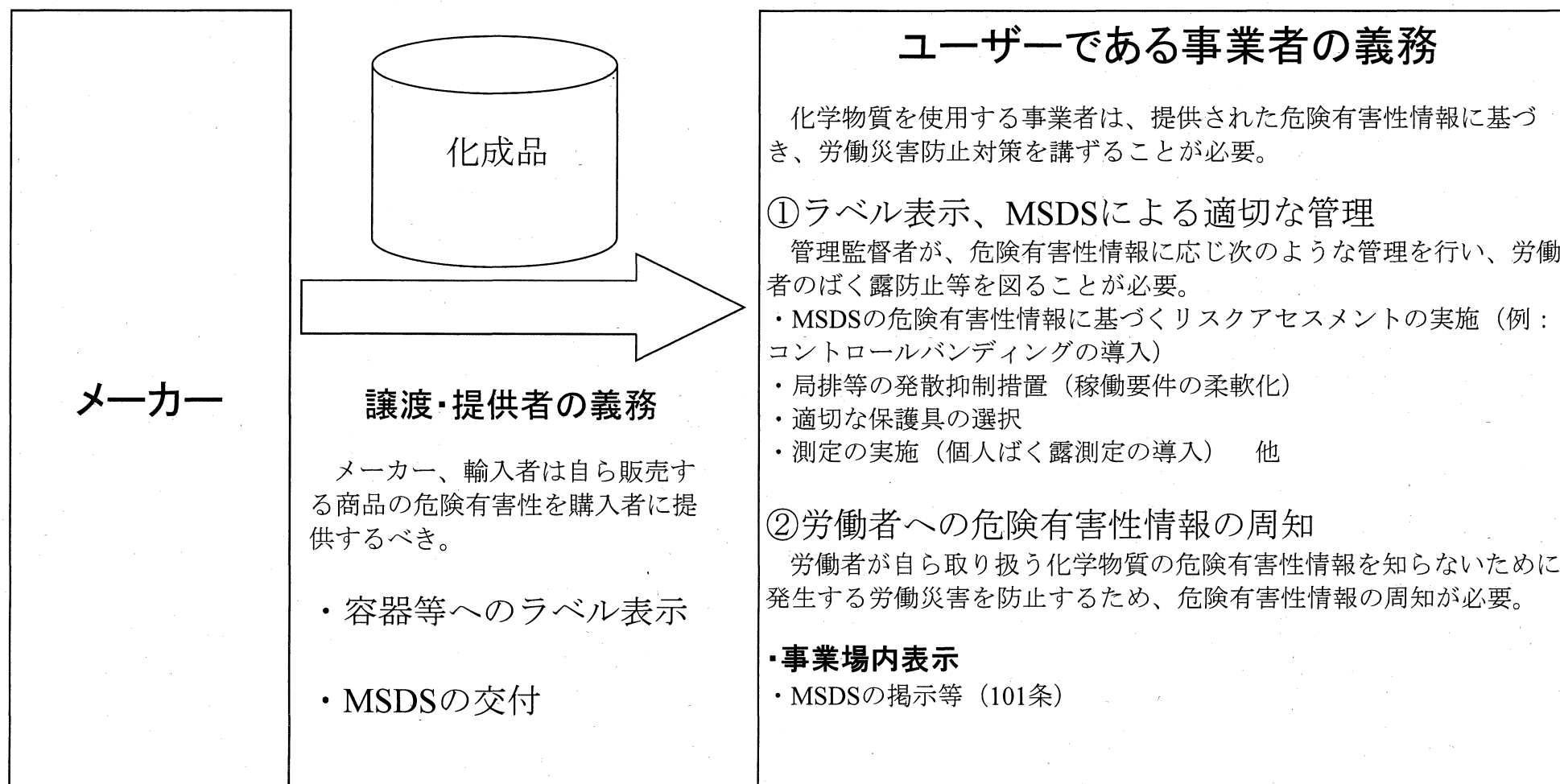


表示、MSDSの活用による労働災害防止

○基本的な考え方

化学物質の危険有害性情報の伝達は、危険有害であることを知らずに取り扱うことによる労働災害を防ぐため、譲渡提供時の容器及び事業場内で使用する容器へのラベル表示が基本であり、最も重要である。

次いで、当該化学物質による製造取扱い作業における労働災害防止のため、MSDSの危険有害性情報に基づくリスクアセスメント等の具体的な対策を講ずることが必要である。



メーカー

譲渡・提供者の義務

メーカー、輸入者は自ら販売する商品の危険有害性を購入者に提供するべき。

- ・ 容器等へのラベル表示
- ・ MSDSの交付

ユーザーである事業者の義務

化学物質を使用する事業者は、提供された危険有害性情報に基づき、労働災害防止対策を講ずることが必要。

①ラベル表示、MSDSによる適切な管理

管理監督者が、危険有害性情報に応じ次のような管理を行い、労働者のばく露防止等を図ることが必要。

- ・ MSDSの危険有害性情報に基づくリスクアセスメントの実施（例：コントロールバンディングの導入）
- ・ 局排等の発散抑制措置（稼働要件の柔軟化）
- ・ 適切な保護具の選択
- ・ 測定の実施（個人ばく露測定の導入） 他

②労働者への危険有害性情報の周知

労働者が自ら取り扱う化学物質の危険有害性情報を知らないために発生する労働災害を防止するため、危険有害性情報の周知が必要。

・事業場内表示

- ・ MSDSの掲示等（101条）